

違反是正

北九州市消防局の概況

当局は、1本部、7署、4分署、14出張所で、職員数973名体制で組織されている。

同意事務及び許認可事務などの指導業務は、建物の規模や危険物の倍数等により、本部と各消防署で事務を分担しており、違反処理についても同様である。

平成26年度より、係長以下3名で構成する違反処理係を本部に設置し、違反処理係指導の下、違反処理体制の強化に努めている。

本市の違反処理の基本的な考え方は、行政指導により、関係者の納得の上による違反是正をベースとしつつも、行政指導に終始することでは是正が図れないものについては、時期を逸するこ

となく違反処理に着手し、消防法違反は必ず是正させるとの強い決意で推し進めているところである。今回は、その中で一つの手法として違反処理に功を奏した事例について紹介したい。

また、本市は平成27年度から違反対象物公表制度の運用を開始し、本職が所属する八幡西消防署管内では当初25件あった公表該当防火対象物を1年4カ月で3件にまで減少させることができた。

違反処理における課題とは

違反処理を行う上で最も重要なのは、1日でも早く火災危険や人命危険を排除するという「スピード感」である。

報告徴収権を活用した新たな手法により、 早期改善に至った消防用設備等維持違反 に対する警告事例

北九州市八幡西消防署予防課 梅本修平

若戸大橋



これに対し、本職が7年間の違反処理経験を
通じて感じている課題は次のとおりである。

- 組織の意思決定時間の長期化
- 適正手続き(権利者保護)厳格化の流れ

このうち、最も大きな要因として「適正手続き
(権利者保護)の厳格化」が挙げられる。

消防本部によっては、重大違反に対し通知行
為を省略し勧告等から着手したり、弁明の機会
付与を省略(行政手続法第13条に基づき)する等
の手法が認められるが、このような運用に本職は
疑問を持っている。

近年の法改正においても顕著であるように不
利益処分に対する世の中の流れは「権利者保護」
を重視しているからである。

なぜなら、違反処理における不利益処分は国
民の権利義務を直接拘束する力を持つものであ
る。また、消防法は行政法であり不利益処分の
段階においても「行政目的の達成」が第一目的
であると考えられていることから、存在し得る手
続きはすべて取るという適正手続きの厳格化が
重要とされているからである。

これについては、都市部と地方の捜査機関に
おける温度差もあるように思うが、事実、本市に
おいては存在し得るすべての手続きを厳格に取っ
ていない場合、捜査機関に事件が受理されにく
いという印象がある。

実際の裁判においても適正手続きの厳格性が
論点になることがあるとの理由で、本職の経験
上、福岡県下の捜査機関や裁判所は同様の考え
方であると認識している。

標準的な違反処理期間

自動火災報知設備未設置等の標準的な違反
処理期間は、以下の防火対象物と手続きの場合、
約1年数カ月程度を要すると思われる。

言い替えると1年と数カ月もの間、防火対象
物の利用者は人命危険にさらされていることにな
る。

○防火対象物

- 構造：耐火構造 3階建て
- 用途：雑居ビル (16)項イ

- 延べ面積：500㎡

○手続き

立入検査結果通知書交付→勧告書交付→実
況見分(第1回)→警告書交付→実況見分(第2
回)→弁明の機会の付与通知書交付→命令書交
付→催告書交付→告発

新たな手法～報告徴収権の活用～

違反処理にスピード感を持って対応する手段
として、本市では消防法第4条第1項に基づく
報告徴収権を積極的に活用している。

報告徴収権の行使は権力的事実行為として命
令の性格を有しているが、その目的が職務遂行上
の情報収集のため、行政手続法上の事前手続を
除外されている。したがって、違反処理に至らず
とも必要と認められれば発動することができる。

本市では、意思表示が曖昧な関係者に対して、
不利益処分に移行する際に違反処理の留保事項
が本当にならないのかを「情報収集」し、適法な不
利益処分の判断に役立てるとともに、間接的に違
反事項の改善を促し、また、悪質性を裏付けて
警察機関との協議材料としている。

その手法としては、警告書において求めている
「履行計画書」の提出(通常、警告書交付後約1
カ月を期限とする。)等、関係者の改善意思が認
められない場合、報告徴収書によって以下の事
項について文書報告を命じている。

①履行計画書を提出しない理由

②すでに改善している場合はその結果。また、
改善予定があるならばその時期を示した履行
計画書とその実効性を裏付ける資料(工程表
または契約書)

報告徴収権を用いることによるメリット

- 警告事項の履行期限内に命令権を用いること
により、警告事項改善の促進が期待できる(※
任意出頭要請書と併用することで、さらに効
果的な場合もある)。
- 警告事項の履行期限経過後、措置命令移行に
対する明確な判断材料となる(警告事項の履行
期限が3カ月である場合、履行計画書未提出

第11号様式（第14条関係）

北九州市 平成28年2月19日

福岡県北九州市八幡西区

北九州市八幡西消防署長

報告徴収書

大災予防上必要があると認めるので、下記事項3について平成28年3月18日までに、北九州市八幡西消防署長へ文書をもって報告するよう消防法第4条第1項の規定により命令します。

なお、理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第4条の規定により処罰されることがあります。

記

1 報告対象防火対象物

2 報告対象事項

警告書（平成27年12月21日付）におけるすべての警告事項（警告事項8については移動式粉末消火設備の容器弁の耐圧性能点検のみ対象）

3 報告事項

(1) 上記2の警告事項に対する履行計画書を提出しない理由

(2) 上記2の警告事項を履行している場合はその結果、また履行する予定があるならば、その時期を示した履行計画書及び実効性を裏付ける資料（工程表または契約書）

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北九州市消防長に対して審査請求をすることができます。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月

(日本工業規格A4)

図1 報告徴収書

	床面積	用途	消防用設備等
地階	364.44㎡	共用駐車場 (5)項イ・(9)項イ	- 消火器 - 移動式粉末消火設備 - 自動火災報知設備 - 火災通報装置 - 誘導灯
1階	451.64㎡	共用駐車場 (5)項イ・(9)項イ	
2階	445.36㎡	カプセルホテル (5)項イ	
3階	478.36㎡	サウナ・岩盤浴 (9)項イ	
4階	432.32㎡	サウナ・岩盤浴 (9)項イ	
塔屋	27.96㎡	共用部 (5)項イ・(9)項イ	※屋内消火栓設備は内装制限により3倍読み
計	2,200.08㎡	(16)項イ	

となる1カ月経過時点で報告徴収書（履行期限1カ月）を交付し、約2カ月経過時点で報告徴収の命令違反が成立していることとなる）。

- 報告徴収命令違反が成立した場合、警察との協力体制構築の大きな材料となる（不利益処分検討時、違反者はすでに、刑事上「被疑者」であり、捜査機関は捜査に着手しやすい）。
- 警察の捜査協力が得られた場合、措置命令移

行前に早期改善が見込まれる上、消防法令違反の再発防止の抑止力となることが期待できる。

- 捜査状況によっては警察からの報道発表というケースもあり、抑止力として大きな効果が期待できる。
- 告発時、悪質性を立証する証拠資料となる。

報告徴収権のその他の活用例

本市における代表的な活用例は、消防用設備等点検結果報告義務や防火対象物点検報告義務（以下「法定点検報告義務」という。）の直罰規定に対する違反処理である。

実際の報告徴収事項は以下のとおりである。

- 法定点検報告義務を履行しない理由
- 法定点検報告履行予定時期又は点検をしたならばその結果

あくまで情報収集という目的を逸脱できないことから、告示様式での報告書を直接求めることは困難であると思料するが、この手法によれば法定点検報告義務違反に対し、警告以降行き場を失うことなく他の措置命令と並行して直罰規定に対する命令発動が可能となる。

法定点検報告義務違反については、防火管理業務適性執行違反や資料提出命令によって対応するとした考え方もあるが、これらの方法では罪刑法定主義及び罪刑法定主義の類推解釈の禁止への抵触が懸念されると本職は考える。報告徴収権はこのような観点からも有用な手段として、現在活用している。

実際の事例紹介

本事例は、警告後、報告徴収権に対する命令違反が成立し、この違反による全国初の刑事事件として警察から送致（書類送検）の報道発表がされたことにより、措置命令移行前にすべての消防法違反が改善したものである。

防火対象物の概要

- 耐火構造 地上4階、地下1階建て
- 建築面積：704.1㎡

- 延べ面積：2,200.08㎡
- 用途：(16)項イ
(カプセルホテル、サウナ及び岩盤浴等)
- 収容人員：173人
- 消防用設備等：
消火器、移動式粉末消火設備、自動火災報知設備、火災通報装置、誘導灯
- 違反者：株式会社A 代表取締役B

事例の概要

当該防火対象物は、株式会社A（以下「A社」という。）が平成23年11月から(16)項イ（カプセルホテル、サウナ及び岩盤浴等）として使用を開始したものである。当該防火対象物は、既存の建築物をA社が売買取得（旧所有者同様の用途）したものである。

A社が使用開始後、防火管理者の異動やハード面の維持管理を一切怠っていたため、防火管理者選任義務違反及び防火管理業務適性執行義務違反並びに消防用設備等維持違反等の違反対象物となっていた。

なお、当該防火対象物は平成27年に川崎市で発生した簡易宿泊所火災の類似施設として特別査察の対象となったものである。

指導経過

○立入検査結果通知書交付（平成27年6月1日）

A社の使用開始後、防火管理者が不在であるばかりか、毎年度2回以上の継続的な立入検査による指導にもかかわらず、消防用設備等点検結果報告書が一度も提出されていない状況であったため、ハード面の状況確認を中心に立入検査を実施したところ下記の違反事項を確認した。

（主な違反事項）

- 防火管理者選任義務違反
- 防火管理業務適正執行義務違反（消防計画未作成、消防訓練未実施、喫煙管理及び避難施設管理等）
- 自動火災報知設備の未警戒（複数）
- 火災通報装置の通報不能（回線切断）
- 誘導灯の消灯及び破損

- 消防用設備等点検報告義務違反（消火器耐圧及び移動式粉末消火設備容器弁の耐圧含む。）
- 厨房設備のグリス除去装置未設置（市火災予防条例）

立会人のA社代表取締役B（以下「B」という。）に立入検査結果通知書を交付し、違反事項について改修計画書の提出を求めたが、提出期限が経過するもA社からの改善意思は認められなかった。

Bは感情を表に出さず、いつも消防の指導をはぐらかすような態度であった。

その後、Bに対し、1カ月にわたり是正指導のため電話連絡や訪問等を行ったが、忙しいとの理由で接見に応じない不誠実な対応が繰り返された。

○勧告書の交付（平成27年8月20日）

勧告書をBに交付、勧告事項について9月30日までに改修計画書の提出を求めた。

○防火管理者選解任届出書受理（平成27年9月4日）

A社従業員が来署し、防火管理者選解任届出書を受理したが、消防計画の届出やその他の勧告事項に対する改修計画書の提出はなかった。

来署した従業員は消防計画を後日持参すると回答したが、その後消防計画が提出されることはなかった。

○勧告事項未改修等に対する報告要請書の交付（平成27年10月16日）

期限を経過したにもかかわらず、改修計画書の提出がなかったことや、本職が他に約30対象物の指導を同時進行していたため、指導の空白期間を避ける意図で同文書を配達証明郵便で郵送した。

違反処理経過

再三の行政指導にもかかわらず改修意思が認められないことから、署において協議した結果、違反処理への移行を決定した。

○立入検査通告書の交付（平成27年11月10日）

A社の非協力的な対応を踏まえ、立入検査通告書を配達証明郵便で郵送し、立会可能日の報告及び拒否する場合はその理由の報告を要請した。

違反是正

立入検査通告書に対する報告等がなかったため、立入検査拒否はないものと判断した。

○実況見分の実施(平成27年12月8日)

違反状況立証のため、B立会いで立入検査(実況見分)を実施し、違反調査報告書及び実況見分調書を作成した。

警告の履行期限の設定を検討するにあたって、当該防火対象物は未設置違反がなかったことを考慮し、違反処理標準マニュアルを参考にハード面については履行期限を約2カ月とし、ソフト面については防火管理者がすでに選任されていたことから履行期限を約1カ月とした。

なお、警告書交付日が年末に差し掛かるため、年末年始期間中は履行期限の算定日数から除外するよう考慮した。

○警告書の交付(平成27年12月21日)

警告書をBに交付、平成28年2月5日までに警告事項に対する履行計画書及び履行計画書の実効性を裏付ける資料の提出を求めた(履行期限1カ月)。

なお、警告事項の最終履行期限は平成28年3月4日とした。

○消防用設備等点検結果報告書を受理(平成28年1月7日)

消防設備業者が来署、消防用設備等点検結果報告書を受理し、警告事項と同様の不備事項を確認した。消防設備業者によれば不備事項改善に対する見積書を提出しているが、A社からの改善依頼は受けていないとの回答を得た。

○任意出頭要請書の交付(平成28年2月10日)

期限を経過したにもかかわらず、警告事項の履行計画書の提出がなかったため、任意出頭要請書を配達証明郵便で郵送した。

○報告徴収書の交付及び質問録取の実施(平成28年2月19日)

Bが出頭に応じたため、報告徴収書を交付、下記事項について、平成28年3月18日までに文書で報告するよう命令した。

①履行計画書を提出しない理由

②すでに改善している場合はその結果。また、改善予定があるならばその時期を示した履行

計画書及びその実効性を裏付ける資料(工程表または契約書)

なお、出頭時、消防計画及び消防訓練の実施結果書を受理し、喫煙管理・避難施設管理等のソフト面については改善が認められた。

引き続き質問録取を実施し、下記内容について確認したため、有責性・故意性があるものと判断した。

○質問録取におけるBの主な回答

- ・消防法令違反は認識しており、改善する意思はある。
- ・職務権限で警告事項すべての改善が可能である。
- ・平成28年1月に提出した消防用設備等点検結果報告書の不備事項についても把握している。
- ・消防の指導に対して無視をしているつもりはない。
- ・消防設備業者からの見積書は、見たかもしれないが覚えていない。

報告徴収書についての関係者への説明

報告徴収書は命令書であるため、命令事項について平成28年3月18日までに報告がなされなかった場合は、平成28年3月19日をもって命令違反が成立し、犯罪として警察に通報する旨を説明した。

警察への事前相談と協力体制の構築

本市においては、10年20年の継続違反対象物がいまだ存在している。

このような防火対象物の関係者は、「消防は何もできない」、「消防法で犯罪になるはずがない」と本気で思っている。

実際、関係者からは、「俺が何の違反をしたのか」、「犯罪者みたいな扱いをするな」などの言葉がよく聞かれる。

このような悪質な違反者に対しては、積極的に違反処理に移行し改善を図っているが、消防の力だけでは違反是正に「スピード感」を得るのはむずかしいケースもある。これからの違反処理は、告発によらずとも捜査機関と早期に連携し

ていくというのも一つのキーポイントとなっていくのではないだろうか。

八幡西消防署では、違反処理の着手にかかわらず、所轄警察署に消防の指導行政の理解と事案発生時の協力体制を確立するため、定期的に(警察の異動の都度)訪問している。

その中で違反対象物公表制度の推進と是正実績は、消防の本気度と重なる行政指導に従わない関係者に対する警察の協力の必要性を理解してもらう上で大きな要因になったと手応えを感じている。

通常であれば、命令実務時等のトラブル対策や告発等の協力要請が主な相談内容になるところだが、本事例については、近年の病院・診療所火災や宿泊施設火災による死傷者発生状況から、火災予防や犯罪予防の趣旨を理解していただき、積極的な協力体制を得ることができた。

やはり人を動かすのは人の熱意であると実感するとともに、所轄警察署の犯罪予防に対する想いに胸が熱くなった。

○本事例における所轄警察署の対応

- ・火災による死者が発生する前の予防が重要であるため、できる限りの協力をする(福岡市の診療所火災を担当した捜査員の意志)。
- ・犯罪事実が確認できれば、必ず検挙する(送致まで行う。※送致は、Bが逃亡するおそれがないため、書類送検による)。
- ・命令違反成立時は、電話による通報と証拠資料の提出により捜査の端緒とする。
- ・証拠資料受理後、裁判所で検証令状を取り、違反状況の検証を行う(消防立会い要請あり)。

- ・検証後、Bを取り調べて証拠資料とともに検察庁へ送致(書類送検)する。

○命令違反(犯罪)成立と警察への通報(平成28年3月22日)

平成28年3月18日を経過したが履行計画書等の報告がなかったため、平成28年3月19日に命令違反が成立した。

これを受けて平成28年3月22日に命令違反について警察に通報し、同日証拠資料として謄本認証資料及びICレコーダーの音声データを提出した。

この時点でBは「被疑者」となったわけである。

警察によると、検証令状を取得する際、消防が作成した実況見分調書を簡易裁判所に提出したが、見分内容を見た裁判官はすぐに令状を發布したとのことであり、消防の作成している実況見分調書は刑事事件の証拠資料として十分通用するというものだった。

実況見分調書作成のポイントは、様式にこだわる必要はなく、客観的に分かりやすい構成や表現であれば十分であることが裏付けられた。

今後の捜査について(平成28年3月24日)

今後のスケジュールについては以下のとおり。

- ・すでに検事との調整もできており、事件の受理について検事と調整済み
- ・3月30日あたりに検証令状を取得・検証を行い、4月中には検察庁へ送致(書類送検)する意向

○福岡県警察本部の指導(平成28年3月30日)

報告徴収権の命令違反に係る刑事事件は全国

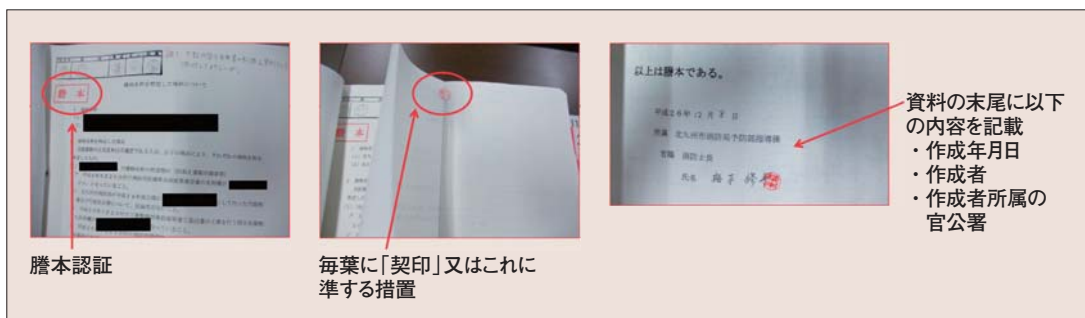


図2 「謄本認証」作成要領

※刑事訴訟規則第58条に基づき、「謄本認証」の書類を作成した。

❌ 違反是正

初の事例であったことから、福岡県警察本部から審査請求期間（当時60日）は捜査に着手せず、関係者からの審査請求状況を見守るよう所轄警察署に指導があった。

○審査請求期間の経過（平成28年4月20日）

審査請求期間満了に伴い、関係者から審査請求がなかったことを所轄警察署に通報した。

同日に警察から検証令状取得の連絡があり、翌日11時に検証を行うため、消防職員の立会い要請があった。

○違反の検証（平成28年4月21日）

所轄警察署捜査員3名と本職の計4名で検証のため当該防火対象物に立ち入った。

捜査員がBに令状を交付、B立会い（検証中の外出等禁止の状態）のもとで違反事項を検証し、ハード面について何も改善されていないことを確認した。

このときBは、本職に対し、初めて感情を表に出し、口調には怒気が混ざっていた。

検証後、本職は参考人として事情聴取を受け、今までの違反覚知・指導の経緯を捜査員に説明した。

また、被疑者であるBはこの日以降、数回にわたり警察の取り調べを受けた。

この時の検証で確認した消防法令違反は以下のとおりであった。

（検証時の違反事項）

- ・防火管理業務適正執行義務違反（消防訓練実施回数不足）
- ・自動火災報知設備の未警戒（複数）
- ・火災通報装置の通報不能（回線切断）
- ・誘導灯の消灯及び破損
- ・消防用設備等点検報告義務違反（移動式粉末消火設備容器弁の耐圧のみ。）
- ・厨房設備のグリス除去装置未設置（市火災予防条例）

報道対応について

違反処理にかかるマンパワーには限界があり、1件の違反処理をどれだけ世間に対し、「抑止力」に換えていけるかが重要な課題の一つである。

本事例は報告徴収権行使による命令には公示義務がないことや告発に至っていないことから、消防による報道発表が困難であった。

また、所轄警察署においても原則逮捕事案でなければ警察署の報道発表を行わないとすることであった。

しかし、本事例では、八幡西消防署長自ら福岡県警察本部や所轄警察署に粘り強く交渉を行った結果、所轄警察署からの報道発表という事例となったものである。

○警察による報道発表（平成28年5月16日）

Bが検察庁へ送致（書類送検）されたことが、所轄警察署から報道発表され、テレビや新聞に取り上げられた。

平成28年5月17日の朝刊各紙（朝日新聞・読売新聞・西日本新聞）に掲載された記事の概要は次のとおりである。

消防の命令に対する 未報告容疑で書類送検

八幡西区・ホテル経営者

不備のある消防設備の改修に関して、その履行計画書を提出しない理由や、履行している場合はその結果について、報告するよう命令していた内容について、消防署に必要な報告をしなかったとして、折尾警察署は16日、北九州市八幡西区のカブセルホテルの経営者の女（67）を消防法違反の容疑で書類送検し、発表した。

発表によると、女は経営するホテルの避難口誘導灯の不点灯や、防火管理業務の不履行などを消防署から指導されており、今年2月に警告されていた内容の改善について指定の期日までに報告するよう命じられていたにも関わらず、しなかった疑いがある。「（警告については）軽く受け止めていた」と容疑を認めているという。

八幡西消防署によると、昨年5月に川崎市で発生した簡易宿泊所の火災を受けて、管内のホテルに立入検査を行ったところ、当該違反を覚知したという。同年8月からホテル側に違反の早期改修について指導を行う文書を数回にわたり出していったという。

○違反改善の着手（平成28年5月19日）

厨房設備のグリス除去装置が設置されたため、B立会いで現地確認を実施した。

また、消防設備業者とも接見し、近日履行計画書を提出する旨の回答を得た。

違反改善の工程表を受理(平成28年5月31日)

Bから依頼を受けた消防設備業者が違反改善の工程表(6月中にすべての違反が改善される旨の工程)提出のため来署した。

履行計画書及び着工届受理(平成28年6月7日)

Bから依頼を受けた消防設備業者が、検証時に確認したすべての消防法令違反の改善に係る履行計画書及び着工届提出のため来署した。

違反改善による検査(平成28年6月30日)

履行計画書提出から1カ月余りですべての警告事項が改善した。

各消防用設備等の改善状況は以下のとおり。

- ・自動火災報知設備：未警戒箇所に感知器の設置
- ・火災通報装置：電話回線の復旧及び音声ROMの書き換え
- ・誘導灯の取り替え
- ・移動式粉末消火設備：新規取り替え

検査済証の交付(平成28年7月14日)

すべての警告事項が改善されたため、消防設備業者を介して検査済証を交付した。

報告徴収権活用の効果

他の違反処理事例と重複した時期や審査請求期間満了までの膠着期間があったものの、改善の工事期間も含めて着手から1年1カ月での改善となり、標準的な違反処理期間を大幅に短縮することができた。

これは、警察署による報道発表や令状捜査等により、関係者の対応が大きく変わり、スピード感のある改善につながったものと考えられる。

また、報告徴収権の活用により、警告の段階で違反が改善したことは、警察、消防双方にとって事務処理量の大幅な軽減にもつながったものである。

さらに、本職は、警察機関の介入が、消防法違反の再発防止にも大きな影響を与えるものと考えている。

刑事事件としての結末

本事例は、送致(書類送検)後速やかにすべての違反が改善されたことにより、検察庁は不起訴(起訴猶予)処分を判断を下した。

この結果を踏まえて我々消防が考えなければならぬのは、「行政刑法」についてである。

「行政法」の観点からすれば、本事案は消防法の火災予防・火災発生時の被害軽減という行政目的を達成したが、本職が考えるに、違反処理の現場では、法の建前とされている性善説が崩れかけているのではないだろうか。

今後の消防法をはじめとする行政法は、指導原理としての合目的性というよりも、行政犯の処罰規定である「刑法の指導原理としての法的安定性」を重視すべきであると考ええる。

本事例に照らし合わせれば、「送致(書類送検)後速やかにすべての違反が改善された」ことより、「送致に至るまで行政指導に従わなかった事実」を重視すべきであったとの私見で本事例を締めくくることとする。

おわりに

今回紹介した事例は、警察機関の早期介入や罰則の早期適用を前面に押し出したものとなったが、消防法の罰則規定の適用は、単なる命令違反への制裁だけでなく、「市民の生命、身体及び財産を守るという消防の行政運営を効果的に図る」という意味が含まれている。

ごく一部の心ない関係者が、消防法を犯し続けることで、市民の命が危険にさらされていることをわれわれ消防人は肝に銘じておかなければならない。

今後も様々な手法を実践・検証し、市民の安全安心のため熱意をもって査察行政を推進していきたい。

最後にご支援いただいた所轄警察署の関係者の方々に厚くお礼を申し上げたい。